

西宮市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要援護者、ひとり暮らしの者、高齢世帯に属する者、介護保険の要支援及び要介護と認定された2号被保険者（以下「要援護者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、要援護者等の日常生活の便宜を図り、介護者を援護し、もってその家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 日常生活用具給付等事業の実施主体は西宮市とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、西宮市障害者日常生活用具給付等事業の対象者は除く。

- (1) ねたきりの者 「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日老健第102-2号）において、寝たきりに分類されるランクB及びランクCに該当する者。
- (2) ひとり暮らしの者 同一家屋内に当該高齢者以外の者が居住せず、かつ近隣に2親等内の親族が居住していない者。
- (3) 高齢世帯に属する者 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の構成員で、かつ近隣に2親等内の親族が居住していない者。

(給付等の対象者)

第4条 用具の給付等を受けることができる者は、住民基本台帳法の規定により西宮市の住民として登録され、かつ現に西宮市に居住する要援護者等とする。ただし、特に市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(用具の種目等)

第5条 給付等の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

2 給付等の対象となる用具の性能は、別表2の「性能」欄に掲げる性能を有する用具とし、その基準価格は、同表の「基準価格」欄に掲げる額とする。

(自己負担)

第6条 用具の給付を受ける者は、別表3により算出した自己負担額（以下「自己負担額」という）を負担する。

2 用具の購入に要する費用が別表2に定める基準価格を越えるときは、当該基準価格をもって用具の購入に要する費用とする。用具の給付を受ける者は、基準価格を越えた額を負担しなければならない。

3 同一年度内に同一要援護老人等に対して2種目以上の給付を行う場合であっても、自己負担額は別表3により算出した額を超えることはない。

4 前項により算出した自己負担額が別表2に定める用具の基準価格を越えるときは、当該基準価格をもって自己負担額とする。

5 第1項に規定する自己負担額は、用具の給付等を受ける者が直接選定した業者に支払うものとする。

6 福祉電話の貸与を受ける者は、設置・撤去費用及び基本料金(付加機能も含む)以外の費用を負担しなければならない。

7 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当することにより、自己負担額の負担にたえることが困難であると認めるときは、これを減額し又は免除することができる。ただし、前項に規定する費用を除く。

(1) 震災・火災・風水害等により著しい損害を受けた場合

(2) 収入の途を断たれ、または収入が激減した場合

(3) その他やむを得ない事情が発生した場合

(申請)

第7条 用具の給付等を受けようとするときは、要援護者等が属する世帯の生計中心者(以下「申請者」という。)が所定の申請書により市長に申請しなければならない。この場合、地域包括支援センターを経由して給付等の申請を行うことができる。

2 前項の申請をする者は、所得・入院等の調査を市長が行うことを承諾するものとする。

また、市長が申請の審査に必要とするため所得・入院等について照会しまたは資料の提出を求めたときは遅滞なくその求めに応じなければならない。

(決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査するとともに、すみやかに当該要援護者等の心身の状況、住居の状況及びその属する世帯の状況を調査し、給付等の要否を決定するものとする。

2 市長が前項の規定により決定したときは、その内容を所定の通知書により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により給付決定したときは、日常生活用具給付券を交付するものとする。

(給付等の方法及び貸与期間)

第9条 市長は、用具の給付について、用具の給付を受ける者が直接選定した業者をもって行うことができる。

2 選定を受けた業者は、別表1に掲げる用具の給付の決定を受けたものに対して、自己負担額と引き換えに当該用具を給付するものとする。

3 市長は、用具の貸与について、業者を指定して行うことができる。

(市の負担額)

第10条 市長は、用具の給付等に必要用具の購入(貸与)に要する費用から自己負担額又は第6条第5項に規定する費用を控除した額を負担するものとする。

2 用具を給付した業者は、前項の規定に基づく市の経費を請求する場合は、日常生活用具給付券を添付して行わなければならない。

(用具の返還)

第11条 市長は、用具の貸与を受けた者が次の各号に該当する場合は、貸与した用具を返還させるものとする。

(1) 対象者が、死亡したとき。

(2) 第4条又は第5条第1項に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(3) 第6条第6項に規定する費用の支払いを怠ったとき。

(4) 貸与を受けた者が、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に定める施設サービスを受けたとき。

(5) 貸与を受けた者が、病院等に入院し又は、養護老人ホーム等に入所し、在宅での生活が困難になったとき。

(6) 貸与を受けた者から返還の申出があったとき。

(義務)

第12条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供してはならない。

2 用具の貸与を受けた者は、善良な管理者の注意をもって貸与された用具を管理しなければならない。また、貸与を受けた用具を滅失又は紛失し、もしくはその全部又は一部を毀損した場合は、すみやかに市長に届けなければならない。

3 前2項に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させ、又は当該貸与した用具を返還させることがある。

(給付等台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付等台帳を整備するものとする。

(様式)

第14条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(西宮市ねたきり老人介護用具購入補助事業実施要綱等の廃止)

2 昭和50年10月15日施行の西宮市ねたきり老人介護用具購入補助事業実施要綱は、これを廃止する。

3 昭和44年12月15日施行のねたきり老人特殊寝台貸与事業実施要綱は、これを廃止する。

4 昭和62年6月1日施行のガス漏れ警報器設置要綱は、これを廃止する。

5 独居老人ブザー、インターホン設置事業要綱は、これを廃止する。

6 火災警報器設置要綱は、これを廃止する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年3月25日から施行し、平成4年3月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第5条関係) 日常生活用具給付等の種目・対象者

区分	種目	対 象 者
給 付	電磁調理器	当該年度に65歳以上を迎える認知症等により防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者・高齢世帯に属する者(介護保険の要支援及び要介護と認定された2号被保険者を含む)
	火災警報器	当該年度に65歳以上を迎える認知症等により防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者・ねたきり高齢者・高齢世帯に属する者(介護保険の要支援及び要介護と認定された2号被保険者を含む)
	自動消火器	当該年度に65歳以上を迎える認知症等により防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者・ねたきり高齢者・高齢世帯に属する者(介護保険の要支援及び要介護と認定された2号被保険者を含む)
貸 与	福祉電話	おおむね65歳以上で現に電話を有せず、また、外出困難でコミュニケーション及び緊急連絡等の手段として必要性がある低所得のひとり暮らし高齢者で、平成26年3月31日以前より継続して貸与を受けているもの

備考：対象者欄の低所得者とは、生活保護法による被保護世帯に属する者、又は市民税非課税世帯の者をいう。

別表2 (第5条関係) 日常生活用具給付等の性能・基準価格

種 目	性 能	基準価格(円)
電磁調理器	電磁による調理器であって、1口コンロで対象者が容易に使用し得るものであること。	25,000
火災警報器	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。	15,500 (ただし、一世帯につき2台を限度とする。)
自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。	28,700
福祉電話	加入電話	—

注：基準価格は、消費税を含んだ金額である。

別表3 (第6条関係) 日常生活用具給付等自己負担額表

階 層	生計中心者の税額等による階層区分	負 担 額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
B	市民税非課税世帯	0円
C	市民税課税額が 5,000円以下の世帯	16,300円
D	市民税課税額が 5,001以上 15,000円以下の世帯	28,400円
E	市民税課税額が 15,001以上 40,000円以下の世帯	42,800円
F	市民税課税額が 40,001以上 70,000円以下の世帯	52,400円
G	市民税課税額が 70,001円以上の世帯	全 額

備考：1 自己負担額は、申請者の当該年度分(4月1日から6月30日までの間にあつては前年度分。)の市民税額をもって上記の表により決定する。